議案番号	件名
提案課名	内容
報告第1号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市市税条例の一部を改正する条例の制定)
	【関係法令】 地方税法 【改正趣旨】 優良住宅地造成等のための土地等の譲渡に係る特例措置の適用期間を3年間延長する等とした地方税法等の一部を改正する等の法律が平成29年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例についても早急に改正する必要が生じたため、同年3月31
税務課	日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。 【改正内容】 ・優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の個人市民税特例期間の平成32年度までの3年間延長 ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(定員5人以下)に係る固定資産税課税標準の特例措置の整備 ・災害に関する税制上の措置の常設化 ・緑地管理機構が設置・管理する市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設 ・耐震改修又は省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税の特例措置の拡充 ・軽自動車税のグリーン化特例の適用期限の2年間延長・自動車メーカーの不正行為に関する規定の整備 【施行期日】 平成29年4月1日